

財團協調會福岡出張所

轉手官本主税外一名に對し不都合解雇の處分をなすと共に一
般従業員に對しては妄動を警告し強硬なる方針に出でたる爲
被解雇者官本等は今後の職を慮り依願解雇に變更方を懇願
するに至つた。
依願解雇組にありては目下組織準備中の福岡交通労働組合幹
部と連絡策動したるも一般従業員並に官本等は之に應ぜざる
爲遂に効を奏せず且つ官本等が一月十一日を以て依願解雇に
變更になされたる結果何等の動搖も見ずして解決したのであ
る。

財團協調會福岡出張所

發第九二號

昭和十二年六月八日

福岡出張所長 清原 進

松本鐵工所従業員労働争議状況別紙の通御送付申上候